

# 教員の不祥事から子どもたちを守るために

## 1 県内過去5年間の教員の主なわいせつ事件

## 2 国の動向

○教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年6月4日公布）

目的：児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義：「児童生徒性暴力等」に該当する行為として、現在の運用上、児童生徒等に対するわいせつ行為等として懲戒免職処分の対象となり得る行為を列挙。

禁止：教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならない。

## 3 教員の不祥事（特にわいせつ事案）が起こる原因（埼玉県教育委員会「未来を育てる 私たちの使命と誇り」より抜粋）

○例えば、学校という特別な職場環境 ～教職員と児童生徒との関係～

「4つの壁」※	関連すると考えられる「学校という職場の特徴」の一例
<u>第1の壁 動機の壁</u> 性加害行動の欲求につながる満たされない気持ちや状態の解消	・ 常態的な長時間勤務や日々の苦情対応などの高ストレス環境
<u>第2の壁 内的壁</u> 「やってはいけない」などの人間にある良心	・ 懲戒の権限 ・ 「子供のため」「将来のため」の生徒指導
<u>第3の壁 外的壁</u> 被害者と2人だけで接触しないなどの外的環境	・ 日常的に多くの時間を児童生徒と過ごす ・ 教科準備室など密室となる空間 ・ 人の目が少なくなる放課後という時間帯
<u>第4の壁 被害者の壁</u> 被害者の抵抗	・ 教職員と児童生徒、大人と子供の力関係

※アメリカの性犯罪者治療の専門家であるティモシー・カーン氏がまとめたもの。

性問題行動（わいせつ行為等）は「たまたま」「衝動的」に行われるものではなく、これら「4つの壁」を乗り越えた結果として生じる。

## ○例えば、不祥事は時代によって変化

ある行為が不祥事と捉えられるかどうかは、時代により、また社会により変化する。「昔からしている」という感覚で漫然と仕事をしていると、ある時それが許されない行為として社会から非難を受けてしまうかもしれない。

教員にとって、児童生徒に教育的指導を行うのは大切な仕事の一つである。しかし、教育的指導と不適切な行為の境界線は、必ずしも明確ではない。そのため、「子供たちのために熱心に指導した結果起こしたことであれば仕方ない」と、多少の問題は許容範囲だと考えてはいないか。

かつては、そのような考え方が社会的に許容される側面もあったが、時代は変化している。時代の変化に鈍感なまま、「子供のためにやったことだからそっとしておこう」「他の子供たちが心穏やかに学ぶ環境を壊してはいけない」として、目の前の不適切な指導について、問題化することを避けていないか。また、「部活動で勝利するためには、叩いて指導してもらって構わない」という保護者の言葉を真に受けていないか。

## 4 教員の不祥事（特にわいせつ事案）の未然防止・早期発見・早期対応について

教職員一人一人が、自己及び周囲の職員が起こし得る不祥事を自分事として捉え、法令等のルールや自らの倫理観に基づき判断し、適切に行動できるようにすることが重要。

### ○教職員としての仕事に対する誇りを高める

自らの仕事に対する誇りを高めることで、教職員という職に求められる倫理観を醸成し、日常から、全体の奉仕者である公務員として相応しい行動ができるようにする。

### ○当事者意識を持つ

「自分も不祥事を起こし得る」という意識と、「自分の職場から不祥事を起こさせない」という意識を醸成し、不祥事防止に向けた具体的な行動ができるようにする。

### ○不祥事防止に必要な知識を得る

不祥事に関する知識を得ることで、不祥事を「しない」「させない」ために適切な行動ができるようにする。

## 【具体的手立て（案）】

### (1) 教員の不祥事根絶に向けた研修

→ 市教委管理担当者が全小中学校に出向き、全教職員を対象に、具体的事例案を基に実施する。（今年中に実施）

### (2) 風通しの良い職場づくり

→ 管理職による校内見回り : 監視性の強化  
ドア・カーテン等開放、透明窓ガラス : 視認性の強化  
管理職による定期面談の実施（月1回） : 情報収集の強化  
相談窓口設置（学校・市教委等） : 情報収集の強化

(3)

(4)